

Vol.3 No.17 Jun. 2010

食品等輸入通関における品目登録制度

はじめに

日本の食品は、カロリーベースで約60%を輸入食品に頼っています。その輸入食品の安全確保においては、輸入を行う事業者が第一義的責任を有していることが食品安全基本法第8条に記載されています。

また、行政は、①輸出国における日本の食品衛生法の理解と法に則った食品等の輸出の徹底 ②輸入時(水際)での検査 ③国内流通後の地方自治体による抜き取り検査によって輸入食品等の安全確保を行っています。

今回は、上記のうち、②の輸入時での検査における品目登録制度(平成21年8月7日、食安発0807第3号)の内容を中心にご紹介します。

食品等の輸入の流れ

輸入者は、食品等【販売(不特定または多数の者に対する販売以外の授与も含む)を目的とし、または営業上使用することを目的とする食品・食品添加物・器具・容器包装・乳幼児用のおもちゃ】を輸入しようとする場合、食品衛生法第27条に基づき、食品等輸入届出書を厚生労働省検疫所に届出しなければなりません。

検疫所は、届出内容を食品衛生法に基づいて、①食品衛生法に規定される製造基準に適合しているか ②添加物の使用は適切であるか ③有毒有害物質が含まれていないか ④過去衛生上の問題があった製造者・所でないか等、適法な食品等であるかを審査し、さらに検査による確認の必要があると判断したものは、検査結果(命令検査、モニタリング検査、自主検査の分析結果)を基にして適法であるかを調べます。審査・検査の結果、適法と判断された食品等は輸入者に届出済証が返却され、以降の通関手続を行うことができます。しかし、違反と判断された場合は日本国内に持ち込むことはできません。

先行サンプル制度の廃止

命令検査、モニタリング検査及び自主検査のうち、自主検査の手法は平成21年(2009年)までは、次の3種類がありました。

- ① 登録検査機関が保税状態で蔵置中の貨物を一部抜き取って行う検査
- ② 貨物が日本に到着する前に、輸入者が先行見本として取り寄せたサンプルについて登録検査機関で行う検査(先行サンプル制度)
- ③ 輸出国の公的検査機関(輸出国公的検査機関リストに掲載されている機関)で事前に行う検査

これらの中で、②の先行サンプル制度は、貨物の輸入前に適法であるかが確認できるために違反品を輸入しなくて済むこと、保税状態で蔵置中の貨物の一部を抜き取って行う検査よりも先行サンプルで検査を行うために蔵置期間を検査期間分短縮できること等のメリットがありました。

しかし、先行サンプルは食品等輸入届出書による届出の必要が無いため、検疫所で先行サン

プルと実際に販売・営業目的で輸入される食品等との同一性の確認が困難であること、ある登録検査機関で試験を実施せずに試験成績書を発行した事案があったこと、の2つの理由から廃止されました(平成21年2月19日、食安輸発0219004号)。

品目登録制度とは

食品等輸入届出書は、食品等を輸入する都度その他関係資料とともに検疫所に提出し、輸入手続きを行います。品目登録制度は、同一食品等を継続的に輸入する場合の輸入手続きを簡素化するために作られた制度です。食品等輸入届出書の品目に関する事項について登録を行い、記載事項に問題のないことが確認されると登録番号が付与されます。その番号を食品等輸入届出書に記載することで品目に関する欄の記入を省略することができます。

この制度は、平成21年8月7日付け食安発0807第3号によって検査結果も登録できるように改正されました。登録できる検査結果は、食品等輸入届出がある食品等で行った検査結果だけではなく、届出が無い食品等で行った検査結果でも登録できるようになりました。これにより、事前に行った検査結果(後者の「食品等輸入届出が無い食品等で行った検査結果」がこれに当たります。)も品目登録を行うことで輸入通関用の検査結果として使用できるようになりました。ただし、食品等輸入届出が無い食品等で行った検査結果の成績書には、以下に示す記載上の条件があります。

(食安発0807第3号の通知をそのまま転載)

- a 検査結果通知書に(中略)次の事項が記載されていること。
 - (a) 製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封(税関等行政機関の検査による開封を除く。)の検体を検査に供したこと
 - (b) 検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等
 - (c) 原材料、材質等
 - (d) 下記bに掲げる書類が検体に係わるものであることを確認した上で検査を実施したこと
- b 検査結果に製造者等が作成した次の書類が添付されていること。
 - (a) 検体を特定する名称、品番、JANコード、製造者名等及び検体が製造者等から登録検査機関に直接送付されたことを証するインボイス、船荷証券(B/L)等
 - (b) 検体を特定するカタログ、写真等
 - (c) 検体が部品である場合には、製品との関連性を示す展開図などの図面等
 - (d) 適用される規格基準が特定可能な原材料、材質、製造方法(検体が加工食品の場合に限る。)を証する書類

上記通知に従い、輸入者は製造者または輸出者と協議し、製造者または輸出者から検体を必要書類と共に登録検査機関に直送することとなりました。

検体を受け取った登録検査機関は、同封書類が検体と関連付けられるものであること及び通知内容を網羅していることを確認した後に検査を行います。検査終了後、登録検査機関は検査結果通知書(以下「検査成績書」とする。)に検査結果及び必要事項を記載し、同梱書類を添付して検査成績書を発行します。

検査成績書の有効期間は、次のとおりです。

- ① 無着色ガラス製，ステンレス製またはアルミニウム製の器具・容器包装，食品製造用機械は3年。
- ② ①以外の器具・容器包装，食品，食品添加物，おもちゃは1年。
ただし，ワイン等の同一原材料，時期，製造所で製造したことが明白である場合と，器具・容器包装並びにおもちゃであって同一の材質，着色料，製法，製造所で製造されたものは，検査成績書の発行年月日は問われません。
一方，命令検査となる項目及び微生物に関連する項目(一般細菌数，大腸菌群，アフラトキシン等)は，輸入の都度の検査となるために検査結果を登録することはできません。

品目登録の手続き

品目登録の手続きは，輸入者が検査成績書と品目登録要請書(検疫所で入手)等の必要関係書類を品目毎に最寄りの検疫所に提出し，検査内容，結果及び添付書類に不備がないことが確認された品目には登録番号が与えられます。その登録番号を本貨物輸入時の食品等輸入届出書に記載することにより，品目に関する欄への記入及び検査成績書の添付を省略することができます。なお，検査結果を登録した場合の品目登録の有効期間は，前記した検査成績書の有効期間までです。

品目登録の注意点など

品目登録制度の検査において，運用にはいくつか注意点があります。

- ① 海外より検体が登録検査機関に直送されるために，どの輸入者からの依頼であるか区別する必要があります。弊財団では，輸入者と検体とを結びつけるために，輸入者から検体送付元を記載した検査依頼書の事前提出を求めています。
- ② 各種書類の記入内容に不備がある場合及び必要書類が添付されていない場合は，検査の着手または検査成績書を発行することはしません。
- ③ 品目登録には検査成績書の提出後に，検疫所での審査・登録のための時間が必要となります。

上記事項などを考慮し，品目登録を利用する場合は，製造者または輸出者との十分な事前連絡を行い，かつ余裕のある日程を計画することが必要です。

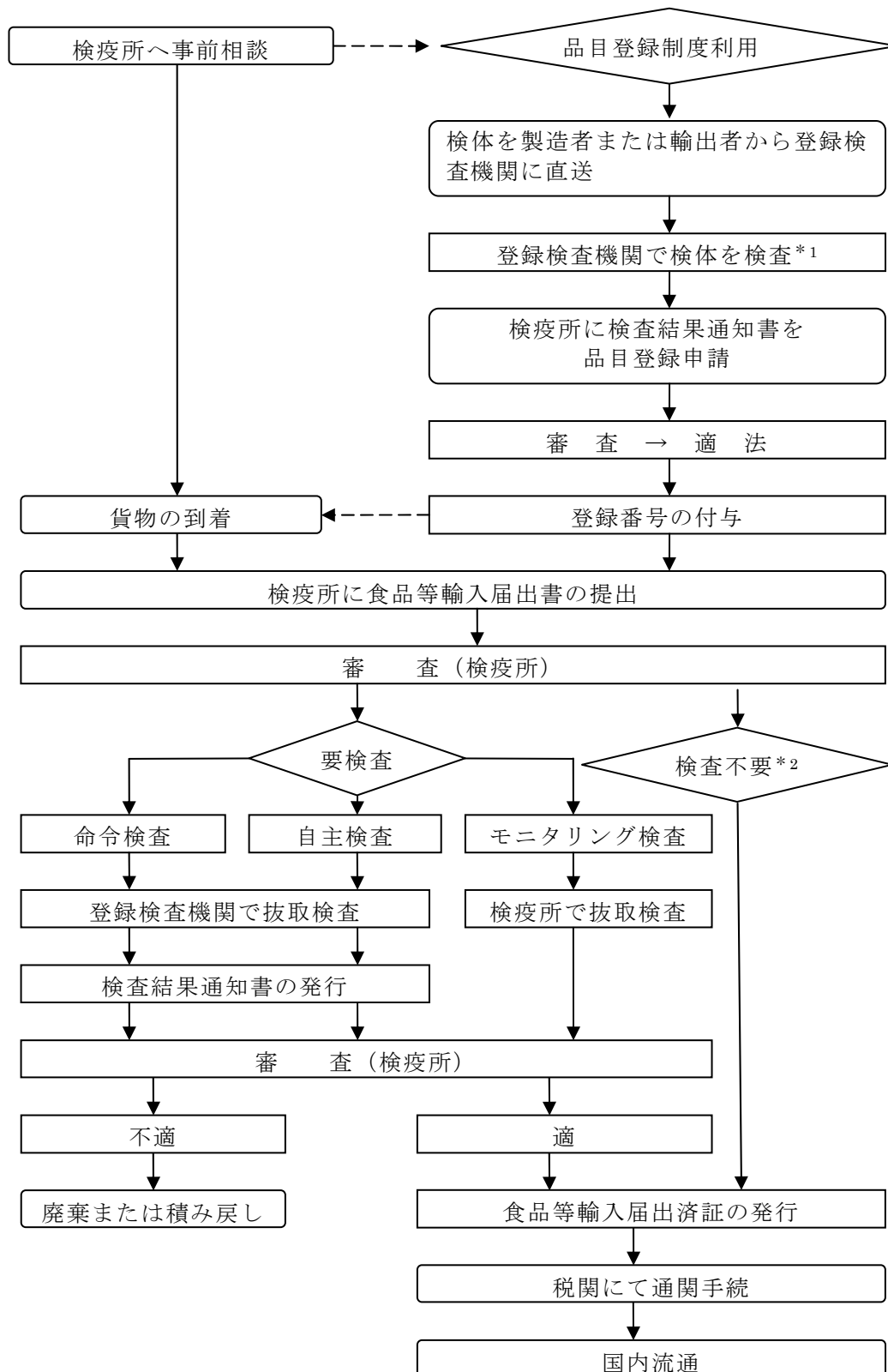
おわりに

輸入前の検疫所への事前相談から輸入食品等が国内流通品となるまでを参考として次ページのフローで表しました。

参考資料

- ・厚生労働省 HP：輸入食品の安全を守るために
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html> (2010.06.07 現在)
- ・厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室 事務連絡：「品目登録制度に関する Q&A の送付について」 別添 1「品目登録制度に関する Q&A」，別添 2「食品衛生登録検査機関における品目登録制度下でのサンプル試験品の試験受託に関わるガイドライン」(平成 21 年 10 月 15 日)

輸入食品等の流れ



*1 命令検査の項目及び微生物に関連する項目は輸入の都度検査。

*2 検査不要には品目登録制度を利用した場合を含む。